

福岡県の水道

平成21年度

垂見調整池



本城送水ポンプ施設

本城浄水場

福岡県

【表紙の説明】

北九州市水道用水供給事業は、宗像・粕屋地区（古賀市、新宮町、宗像地区事務組合）の水道事業者に対し、北部福岡緊急連絡管の維持用水を活用し、1市1町1組合の水源転換や将来需要に見合う2万m³/日の水道用水を供給するために創設されたものです。

本事業は、福岡都市圏の広域的な水道施設整備を図ることを目的に、平成18年10月に改定した「福岡地域広域的な水道整備計画」に位置づけられています。

事業名：北九州市水道用水供給事業（創設事業）

事業主体：北九州市

給水開始：平成23年4月1日（予定）

給水量：20,000m³/日（目標年度：平成32年度）

給水対象：古賀市、新宮町、宗像地区事務組合（宗像市、福津市）、

施設概要：貯水施設～取水施設～導水施設

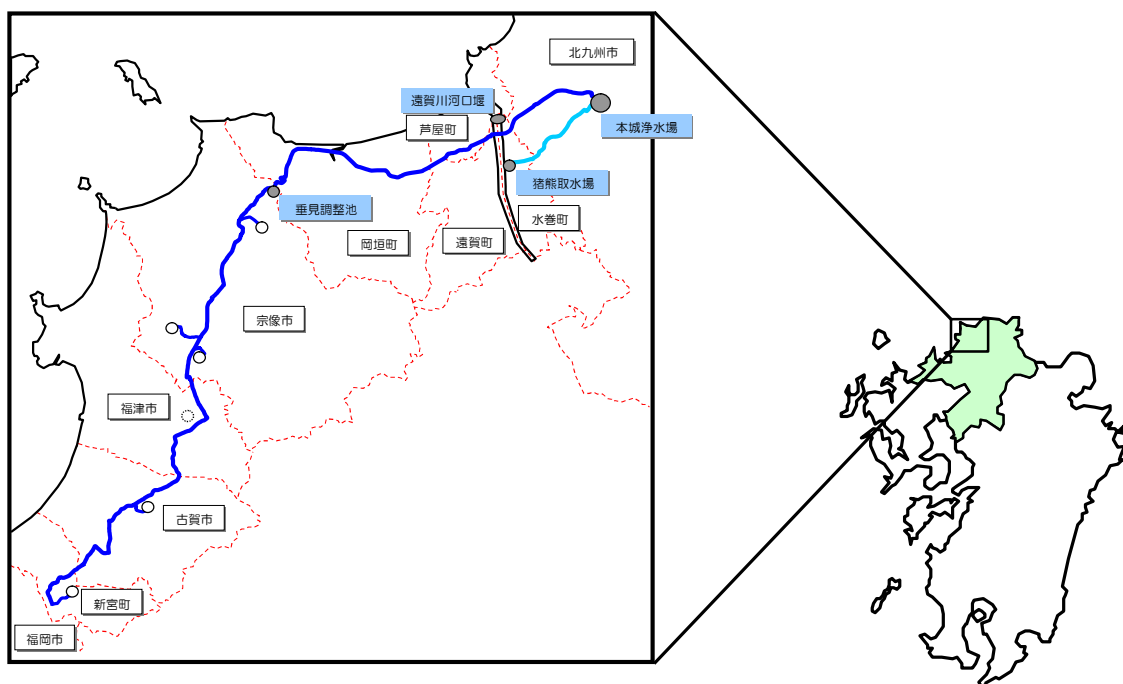
- ・遠賀川河口堰：可動堰（鋼製ローラーゲート）、有効貯水量8,840千m³
- ・猪熊取水場：沈砂地
- ・導水管：猪熊取水場～本城浄水場 φ1350（SP）約5.5km

浄水施設

- ・本城浄水場：急速ろ過施設 2池
高度浄水施設（上向流式生物接触ろ過） 2池
排水処理設備（加圧脱水機） 2台等

送水施設

- ・本城送水ポンプ施設：5台（北部福岡緊急連絡管と共用）
- ・送水管（耐震管）：約4.5km（北部福岡緊急連絡管と共用）
本城浄水場～垂見調整池 φ900（DCIP）約1.8km
垂見調整池～新宮町分岐 φ1000（SP）約2.7km
- ・垂見調整池：プレストレストコンクリート構造、容量4千m³（2池）



はじめに

水道は、県民の健康で文化的な生活や社会経済活動になくてはならない極めて重要な社会基盤であり、安全で安心な水の安定供給を継続する必要があります。

本県の水道の状況は、平成22年3月31日における水道普及率が93.1%と、年々向上しているところですが、全国平均の97.5%と比較して4.4ポイント低く、いまだに約35万人の県民のみなさんが水道を利用できない状況にあります。

また、これまで、比較的豊富とされてきた地下水についても、水質の悪化や水量の低下等が懸念されており、現在計画中の新たな水道水源の確保が急がれるところです。

このような状況の中で、今後の水道水の安定供給を図るには、老朽化した水道施設の更新や主要施設の耐震化への対応、或いは経営基盤の強化など取り組まなければならない課題が山積しています。

これらを解決するため、県内の各水道事業者等においては、現状と将来の見通しを分析・評価し、水道のあるべき将来像について目標を掲げ、その実現に向けた施策や行程を明示した「地域水道ビジョン」が策定されているところです。

県といたしましても、これらの課題の解決に向け、県内の水道事業者等と連携を図りながら、今後とも水道の広域化を柱とした水道行政を推進してまいります。

関係者各位におかれましては、県民のみなさんに対して安全で安心な水道水の安定供給を継続できる水道を目指し、今後一層のご協力とご尽力をお願いいたします。

本書は厚生労働省の「平成21年度水道統計調査」をもとに、県下の水道事業の状況を取りまとめたものであり、ご協力いただきました市町村等関係各位に対し厚くお礼を申し上げます。

また、本書が多くの方に活用され、本県における水道事業についてのご理解の一助になれば幸いです。

平成23年3月

福岡県県土整備部水資源対策長 小島 英二

凡 例

● 収録の範囲	本資料は厚生労働省が実施した「平成21年度水道統計調査」を基礎とし、一部をその他の資料で補充した。	
● 収録の対象	平成22年3月31日までに、認可等を受けた水道用水供給事業、上水道事業、簡易水道事業及び専用水道。	
● 水道の区分	(1) 水道用水供給事業	水道事業体に対して水道用水（浄水）を供給する事業。 ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が、他の水道事業に分水する場合を除く。
	(2) 上水道事業	一般の需要に応じて水道により水を供給する事業で、計画給水人口が5,001人以上のもの。
	(3) 簡易水道事業	一般の需要に応じて水道により水を供給する事業で、計画給水人口が101人以上5,000人以下のもの。
	(4) 専用水道	寄宿舍・社宅・療養所等で、次に掲げるもの。 ア 自己水源を水源とするものであって、100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの、又は一日最大給水量が20 ³ m ³ を超えるもの。 イ 水道事業体から供給を受ける水のみを水源とし、地中又は地表に施設された口径25mm以上の導管の全長が1,500mを超え、又は、地中又は地表に施設された水槽の有効容量の合計が100 ³ m ³ を超えるもの。
	(5) 簡易専用水道	水道事業体から供給される水のみを水源とし、受水槽の有効容量の合計が10 ³ m ³ を超えるもの。
● 水道用語の説明	(1) 有収水量	料金徴収の基礎となった水量。
	(2) 無収水量 (有効無収水量)	料金対象とならなかった水量。（管洗浄用、公衆便所用等）
	(3) 有効水量	メーターで計測された水量。（有収水量＋無収水量）
	(4) 無効水量	配水管からの漏水等、無効となった水量。
	(5) 有収率	年間給水量に対する有収水量の割合を示すもので、給水される水量がどの程度収益につながっているかを示す指標。
	(6) 有効率	年間給水量に対する有効水量の割合を示すもので、給水される水量がどの程度有効に使用されているかを示す指標。
	(7) 供給単価	有収水量1 ³ m ³ 当たりについて、どれだけ収益を得ているかを表すもので、次式により算出する。 ○ 供給単価（円／ ³ m ³ ）＝給水収益÷年間総有収水量
	(8) 給水原価	有収水量1 ³ m ³ 当たりについて、どれだけ費用がかかっているかを表すもので、次式により算出する。 ○ 給水原価（円／ ³ m ³ ）＝{経常費用－（受託工事費＋材料及び不要品売却原価＋附帯事業費）}÷年間総有収水量
● 収録の対象期間	平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	
● 行政区域内人口（総人口）	「福岡県の人口と世帯（推計）、平成22年4月1日現在」（企画・地域振興部 調査統計課資料）	
● 福岡県庁ホームページへの掲載	平成13年度以降の「福岡県の水道」については、福岡県庁のホームページに掲載しています。 ○ 検索方法 【トップページ→所属で探す→県土整備部→水資源対策課】 ○ アドレス http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f12/suidotoukei.html	

目 次

はじめに	
凡例	
目次	
水道広域圏区分図	

第 I 部 総 論

1 水道の普及状況	1
2 給水の状況	3
(1) 年間給水量	3
(2) 用途別有収水量	4
(3) 平均給水量、最大給水量	5
(4) 月別給水量	7
(5) 有効率、有収率	8
3 取水の状況	9
4 財務の状況	10
(1) 総収益と総費用	10
(2) 費用構成	11
5 水道料金(上水道)	12
6 給水原価と供給単価(上水道)	13

第 II 部 水道の現況

水道普及率の状況(平成21年度、市町村別)	14
1 広域圏別・市町村別水道普及表(平成21年度)	15
2 上水道事業	19
(1) 事業認可概要	19
(2) 計画と実績	22
(3) 給水実績	25
(4) 計画一日最大取水量	28
(5) 年間取水実績	31
(6) 年間有収水量(上水道)	34
イ 用途別	34
ロ 口径別(口径別給水契約の用途内訳)	37
(7) 管種別管路延長	38
(8) 損益計算書	44
(9) 費用構成	47
(10) 水道料金(家庭用φ13mm、月額)	50

3 水道用水供給事業	53
(1) 事業認可概要	53
(2) 計画と実績	54
(3) 給水実績	54
(4) 計画一日最大取水量	55
(5) 年間取水実績	55
(6) 管種別管路延長	56
(7) 損益計算書	57
(8) 費用構成	57
4 簡易水道事業	58
(1) 簡易水道事業の集計	58
(2) 簡易水道事業の現況	59
(3) 管種別管路延長	61
5 専用水道	63
(1) 専用水道の集計	63
(2) 専用水道の現況(市町村別)	64

第Ⅲ部 水源

1 貯水施設	66
(1) 位置図(有効貯水量10万m3以上)	66
(2) 貯水施設一覧表	67
2 水利権等一覧表	69

第Ⅳ部 その他

1 水道用水供給事業概要図	72
福岡地区水道企業団	73
福岡県南広域水道企業団	73
京築地区水道企業団	74
田川地区水道企業団	74
宗像地区事務組合	74
山神水道企業団	74
北九州市	74
2 平成21年度国庫補助事業の概要	75
(1) 水道水源開発等施設整備費	75
(2) 簡易水道等施設整備費	76
(3) 水道施設災害復旧費	76
(4) 年度別国庫補助対象事業費の推移	77

福岡県県土整備部水資源対策課水道整備室

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

TEL: 092(643)3376

FAX: 092(643)3207

水道広域圏区分図

